

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第9号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～38 [略]</p>	<p>附 則 1～38 [略]</p> <p>39 <u>第28条の3第1項に規定する職にある職員で次の各号のいずれかに該当するものの平成29年4月から平成30年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p> <p><u>(1) 教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもののうち第29条第5項に規定する職制上の段階、職務の級等を考慮して定められる割合が100分の20である職員 100分の5</u></p> <p><u>(2) 教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもののうち前号に掲げる職員以外の職員 100分の3</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。